

最低賃金の引き上げと中小企業対策の強化を求める意見書

厚生労働相の諮問機関である「中央最低賃金審議会」は、8月10日、現在の全国平均の時給673円を平均14円引き上げるという内容の答申をした。これまででは最高の引き上げ額である。都道府県をAからDの4ランクに分けたそれぞれの平均では、東京・大阪などのAは19円、京都・埼玉などのBは14円、北海道・福岡などのCは9～10円、青森・沖縄などのDは6～7円の引き上げになっている。

今後、都道府県に設けられた各最低賃金審議会で審議され、順次新しい最低賃金が決められ、適用されることになっている。

日本の最低賃金の水準は、欧米の先進国に比べて低く、最低賃金で得られる収入は、平均すると生活保護の水準を下回るという異常な状態になっている。最低ランクの賃金では、1日8時間、週5日精いっぱい働いても、年収は150万円にも届かない。これでは勤労意欲が損なわれる。

派遣労働を中心にした大幅な規制緩和の中で、ワーキングプアが社会問題になり、非正規雇用が全雇用の3割にまで拡大した現在、最低賃金の水準を上げなければさらに格差は拡大し、社会の二極化現象は一層進んでいくと懸念される。

こうした状況の中で、全国各地の最低賃金審議会は、「中央最低賃金審議会」が示した額以上の引き上げを図る取り組みをすることが各方面から期待されている。

また、最低賃金水準を大幅に改善するためには、中小企業の体質改善と体力強化も不可欠の要因である。中小企業を取り巻く厳しい環境の中で、その支払能力を強化するために、中小企業の生産性向上や大企業からの下請価格の適正化を図るなど、政府は中小企業対策の強化に一層積極的に取り組む必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、最低賃金の積極的な引き上げを図るとともに、中小企業対策のさらなる強化を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年10月1日

三鷹市議会議長 石井良司